

○山井委員 二十五分間、質問をさせていただきます。

まず最初に、配付資料十八ページ。きょうの朝日新聞の朝刊一面記事、「厚労省不正入札 捜査へ 職業訓練 市民団体が告発」という記事が出ております。さらに、二十七面の同じ朝日新聞には、「入札やり直し、一部業者決定 職業訓練事業 二地域で見送りも」ということが出ております。これは大変な事態になりつつあるということを感じております。

私たちは、かねてから、このような疑惑のある事業、さらに、そう簡単に入札も進まない、そういう事業というのは、二百五十億円、全額国庫に返納する、事業を中止する、すべきだということを言い続けてまいりました。にもかかわらず、要件を緩和したりしながら、とにかく何としてでも予算を消化しよう、それでもまだ、やってくださる業者も見つからない、こういうやり方というのは、私は、国民からすると、税金の無駄遣いでもあり、とんでもない話だというふうに思います。

まず、田村大臣にお伺いしますが、今からでも遅くはありません。二百五十億円、国庫返納して、この事業は一旦凍結すべきではないですか。もともと補正予算でと言っても、もう今は六月になっているわけですよ。やはり、無理な事業に予算をつけたわけですから、全額国庫返納すべきだと考えますが、田村大臣、いかがですか。

○田村国務大臣 告発をされたということでございます。これは真摯に受けとめながら、その後、どのような捜査状況になるのかも含めて、推移を我々は見守らせていただきながら、一方で、何度も申し上げましたけれども、民主党政権時にすばらしい監察本部というものをおつくりいただきました。そのメンバーの方々、そのままの形で残っていただいておりますので、その公平な方々に調査をしていただいて、その結果、出てきた報告をもとに、厳正なる処分をいたしました。

それはそれで、我々は真摯に反省をし、また、組織も含めて見直しをしていかなきゃならない、また、今般の入札制度も含めて、これからどうあるべきかということも含めて我々は見直していかなきゃならないというふうに思っております。

それはそれでありますが、しかし、この事業自体は、必要がある中において我々としては補正予算をお願いをさせていただきました。今般、四つのブロックで委託候補者を選定したところであります。今回は、応札も四つのブロックでしていただきました。このような形で、意欲を持ってこの事業に取り組んでいただく、そういう委託先が見つかってきたわけでございますので、そういうふうな形の中で、しっかりと必要な事業というものを進めさせていただきたいというふうに考えております。

○山井委員 そういう、要件を緩和して、日程が大きくずれ込んででも、何が何でも予算を消化しようというのはおかしい。

それで、私は、この問題の本質は、一部の担当職員の問題とは必ずしも言えないと思うんですね。これは、そもそも、無理な事業を組んだ責任者である田村大臣、あなたの責任だと私は思います。そもそも、J E E Dしか受けてくれないような事業を、補正でも受けづらいような事業を組んだ、それで、悩み抜いて、苦しみ抜いて、担当職員がこういう形になってしまった、そういう構図であって、この担当職員が悪いと担当職員だけを責め立てるとするのは、私は非常に心苦しいところがあります。

こういう事業に無理な補正予算を組んだ、予算をつけた、その責任者である田村大臣が私は一番責任は重いと思います。田村大臣、御自分の責任についてはいかが思われますか。

○田村国務大臣 入札制度改革というものは、自民党、自公政権からやってきたわけでありまして、その後、民主党政権下でもいろいろなことをおやりになられました。いろいろな経緯の中で、今委員がいみじくも、J E E D、高齢・障害・求職者機構以外はできない、そのような事業だとおっしゃられました。であるならば、本来は、これは随契で、特命でお願いしなければならなかったのでありましょう。

そういうことも含めて、私がこれからやらなきゃならないことは、どのような必要な事業を、実施するためには、どのような形で契約を結ぶか、そういうことも含めて見直さなければならぬというふうに思っておりますので、その見直しをしっかりとやらせていただきたいと思っております。それが私の責任でございます。

○山井委員 私は、今、田村大臣が決断すべきは、こういう疑惑のある事業なわけですから、国庫に全額返納する、そのことが田村大臣のやるべきことだというふうに思います。

それでは、次に、残業代ゼロ制度の質問に入らせていただきます。

この間、私、おかしいなと思いますのは、この残業代ゼロ制度を推進される方々は、いや、この制度を入れると労働時間が短くなるんだとか、賃金が上がるんだとか、生産性が上がるんだとか、すばらしい制度だということをおっしゃいます。

しかし、私、言われたのは、先週、柚木議員が、では公務員にも導入されたらどうですかと質問したら、そこに座っておられる官僚の方々はみんな、とんでもない、とんでもないと言って手を振っておられたわけですね、それだけは勘弁してくれみたいな感じで。そんなすばらしい制度だったら、生産性が上がるんですね、賃金も上がって、労働時間は短くなって、すばらしいじゃないですか。柚木議員がそのことを質問された。そうしたらもう、今までちょっと眠たそうな顔をしていた官僚の方々が、いや、それはやめてくださいみたいな。

だから、そういう意味では、本当に素朴な国民感情として、そんなすばらしい制度なんですかと。はっきり言って、私は、労働時間は延びて、賃金は下がって、これは深刻な事態になる、幹部候補生といっても範囲が非常に広いですからと思っているわけですが、それは成長戦略の目玉だと言うぐらだから、すばらしい制度だと確信しておられるんですね。

では、赤石次長、もちろん、この検討の中には公務員は排除されているなんということはないですよ。当然、今回の残業代ゼロ制度の検討の中に公務員も含まれているという理解でよろしいですか。

○赤石政府参考人 お答えさせていただきます。

私どもの理解でいきますと、労働基準法の適用は国家公務員にはないということでございますので、原則として、この労働基準法を前提とした制度の改革につきましては公務員というものは念頭にはないもの、そのように理解してございますが、長谷川主査のお出しになられた紙においては、国家公務員においても率先垂範してこういった制度を検討すべきだというようなことが書いてございます。

○山井委員 ということは、今回の成長戦略の目玉、国家公務員についても残業代ゼロを今検討しているということよろしいですね、赤石次長。確認です。

○赤石政府参考人 お答えいたします。

主査の提出されたメモの論点につきましては、全て分け隔てなく検討しているところでございますが、それがどのように盛り込まれるか等については、政府部内の調整を経て結果が出ることになるというふうに理解してございます。

○山井委員 赤石次長もまさに国家公務員のお一人であるわけですが、幹部候補生残業代ゼロ、そうすると、赤石次長、御自分の周りも見ただいて、賃金は上がって、労働時間は短くなって、生産性は高くなりそうですか。

○赤石政府参考人 お答えします。

一概にどうなるかはわかりませんので、制度の設計次第であるというふうに考えてございます。

○山井委員 今の答弁は危なくないですか。まさにこの残業代ゼロ制度を担当している担当者その人が、賃金は上がるんですか、労働時間は短くなるんですか、生産性は高くなるんですかと言ったら、一概にどうなるかわかりませんと。そんなことを成長戦略の目玉に考えているんですか。それはおかしいですよ。六月中に結論を出して、もうその方向で動き出しているんでしょう。そんな、一概にどうなるかわかりませんと。

もしかしたら、労働時間が延びて、賃金が下がる、生産性が下がる危険性、リスクがあるんですか、赤石次長。

○赤石政府参考人 お答えいたします。

制度の設計次第ではいろいろな効果が考えられることから、総理の方からも、賃金が下がってはならぬ、長時間残業があってはならぬ、そういう指示をいただいておりますので、そういった総理の指示を前提に制度設計を行っていくことになるというふうに考えてございます。

○山井委員 ということは、ますます不安が高まってきましたが、現時点では、賃金が下がるかも、労働時間が延びちゃうかもしれないということですね。

それで、今、赤石次長は、総理の指示では、賃金が下がってはならぬ、労働時間が延びてはならぬという指示があったと。ここに配付資料がございますが、総理はこう言っているんですね。「長時間労働を強いられる」あるいは「残業代がなくなって賃金下がる」といった誤解もあります、そのようなことは、絶対にあってはならない」と。絶対にと総理大臣は言っています。

ついては、赤石次長、賃金下がるということは絶対にあってはならないということは、この発言は、平均ではなくて、この対象者、誰一人として賃金は下がらない、そういう理解でよろしいですか。

○赤石政府参考人 お答えいたします。

総理は、賃金下がることは絶対にあってはならないということをおっしゃっておりますが、制度の設計そのものが希望者のみに対応するという事になってございますので、希望者がいて、希望してこの制度の対象にならない限りにおいては賃金は全く変わらないもの、そのように理解してございます。

○山井委員 ちょっと今は答弁になっていないんですよ。希望者がどうかは関係ないんです。

適用された人で、一人も賃金は下がらないと理解していいですか。

○赤石政府参考人 お答えさせていただきます。

今回の選択肢は、国民が意欲と能力、創造性を最大限に発揮し、生産性の高い働き方ができるようにすることを目指すものでございまして、働き方の選択肢によって賃金が減ることのないよう適正な処遇を確保するという明確な前提のもと、検討していくことになります。

絶対に下がることはないとは言いきれないかもしれませんが、基本的には、働き方の選択によって賃金が減ることがないように適正な処遇を確保するという明確な前提のもとに検討していくことになるかと理解してございます。

○山井委員 赤石次長、今すごいことをおっしゃいましたね。安倍総理は、賃金下がるということは絶対にあってはならないと指示しているのに、赤石次長は、絶対に下がることはないと言いきれませんがと。言いきっているんですよ、総理は。どっちなんですか。整理してください。

安倍総理は、賃金下がることは絶対にあってはならないと言っている。今、赤石次長は、絶対にないと言いきれなくおっしゃった。これは一番重要なところですからね。どっちなんですか。

○赤石政府参考人 総理の御指示は、賃金下がることは絶対にあってはならないという御指示でございますので、それを踏まえて制度を検討していくことになると思っております。

○山井委員 赤石次長、繰り返しになります。

ということは、平均ですか、それとも一人も下がらないということですか。

○赤石政府参考人 お答えいたします。

総理の指示は、絶対にあってはならないということでございますので、平均であろうと、それから、一人、個人であろうと、基本的には、総理の御指示を踏まえて制度設計をしていくということになると考えてございます。

○山井委員 これもまたすごい答弁ですね。何十万人か何百万人かわかりませんが、一人も賃金は下げない。

赤石次長、ということは、賃金は上がるんですか。では、上がる人はいるんですか。上がる可能性はあるんですか。今一人も下がらなくおっしゃったから、上がる可能性はあるんですか。

○赤石政府参考人 賃金をどうするかは、基本的には会社の判断、制度設計、さまざまなものが絡むことから、賃金が上がる可能性が全くないということはいきれないというふうに理解してございます。

○山井委員 今の答弁ですと、賃金は一人も下がらない、上がる可能性は会社の判断ではあり得ると。本当ですか。

それではもう一つ、安倍総理は、長時間を強いられることは絶対にあってはならないと言っている。ということは、これも平均ですか、一人一人ですか。一人たりとも長時間、制度前よりも、その対象になることによって労働時間が長くなる人は一人もいないんですか、それとも平均の話ですか、安倍総理の指示は。

○赤石政府参考人 総理の御指示は、長時間を強いられることが絶対にあってはならないと考えているということでございますので、それを踏まえて制度設計をしていくことになると思っております。

○山井委員 質問に答えてください。

今よりも労働時間が長くなる人は一人も出ないということですか。どう理解したらいいんですか。

○赤石政府参考人 繰り返しますが、総理の指示は、強いられることが絶対にあってはならないと考えておりますので、強いられることは絶対にあってはならないという考え方のもと、制度設計をしていくことになると思います。

○山井委員 赤石次長、今また重要なことをおっしゃいましたね。強いられることはないんだと。ということは、別に強いられていなかったら、労働時間が延びる可能性はあるということですか。

○赤石政府参考人 制度の設計次第ではいろいろな可能性はあると思いますが、基本的には、民間議員の御趣旨は、成果ではかれるような仕事の仕方ということでございますので、時間につきまして厳格な定めをして、絶対に延びることがないとか、あるいは絶対に下がるとか、そういった制度設計をすることは民間議員の念頭にはないものと理解してございます。

○山井委員 これも総理の趣旨と違っていませんか。

ということは、担当である赤石次長の解釈は、この総理の長時間労働を強いられることは絶対にあってはならないというのは、やはりこの対象になることによって労働時間が延びる可能性はあるということですか。

○赤石政府参考人 この制度を導入することによって労働時間が一分一秒たりとも変わらないということは想定していないと理解してございます。

○山井委員 ということは、延びる可能性もあるということでしょうか。

○赤石政府参考人 労働時間のはかり方、あるいはその母集団をどうするか等にもよると思いますが、労働時間が延びる可能性あるいは減る可能性、いずれの可能性も完全に否定することはできないと理解してございます。

○山井委員 私がなぜこんな質問をしているかという、総理大臣が絶対にあってはならないという指示をしている割には、担当者本人が、いや、労働時間が延びる可能性はありますよと言って、そうしたら、では、総理が絶対とまで言い切っていることというのは何なんですか。総理はこの制度をわかっていないんじゃないですか。

それで、あと、この九ページの配付資料で、長谷川委員はこうおっしゃっているんです。「特に労働時間管理を行わない制度を導入する場合は、」と。ということは、もし、この制度の対象者が過労死になってしまった、その場合、労働時間を使用者側が把握していないケースは出てくるんですか。

新しい残業代ゼロ制度になっても、労働時間は把握しているのか、それとも、いや、労働時間は把握していないというケースもあり得るんですか、今の検討では。

○赤石政府参考人 長谷川主査の提案は、その点については必ずしも明確ではないと思いますが、基本的には、健康確保の観点から、働いている時間についてはきっちりと把握することが念頭にあるものというふうに理解してございます。

○山井委員 確認します。そうしたら、労働時間は、使用者は、はかるんですね。もう一回確認します。

○赤石政府参考人 制度の設計次第だとは理解してございますが、基本的には、働いている時間というものにつきまして使用者側は把握するものと理解してございます。

○山井委員 制度の設計次第というから、設計次第では把握しない場合もある。そうなったら、労災認定も受けられなくなってしまうかねません。

それで、時間にも限りがありますので、もう一つ、成長戦略の目玉で今回入ってきている解雇の金銭解決。配付資料にもありますように、配付資料の十七ページ。去年、安倍総理は解雇の金銭解決というのを一旦否定されているんですね。否定されているわけですが、また成長戦略として出かかってきている。

それで、その前のページの十六ページの読売新聞にはこう書いてあるんですね。赤線を引きました。解雇の金銭解決制度を申し出る権利を労働者だけに認めるなど具体的な案を温めていると。

つまり、お金で解決するというのは、確かに、労働者が金を払ってくれと言うんだったら、百歩譲ってというか、そういう議論なら、労働者のためという理屈は成り立つかもしれませんが、使用者が、復職はだめだ、もとの職場に戻さない、お金を払うからもとの職場に戻さないという使用者の申し立て権を認めてしまうと、これは労働者の意に反することになりますが、赤石次長、これは、労働者だけじゃなくて使用者の申し立ても認める可能性はあるんですか、この成長戦略の目玉と言われている解雇の金銭解決で。

○赤石政府参考人 今回の日本再興戦略の改定においてどのようなものが盛り込まれるかにつきましては、現在政府部内で調整中でございますが、民間議員の出したペーパーにおいては、どちらかの側に訴える権利を限定するというようなことは特に記載されていないものというふうに理解してございます。

○山井委員 そうしたら、これは、使用者が申し立て権を認められたら、不当解雇だといって裁判で労働者が勝ったとしても、金を払えば現職復帰できなくなってしまう、大変なこと、まさにお金を払えば解雇できるということになってしまうじゃないですか。

これは、私が問題だと思うのは、お金を払えば解雇できる、残業代をゼロにする、なぜこれが成長戦略の目玉になるのか。

それで、私の配付資料、一面記事、七年前にホワイトカラーエグゼンプション、第一次安倍政権は断念しました。しかし、そのときはまだ、この記事のように、年収九百万円以上ということだったんです。ところが、今回はそれすらないじゃないですか。

赤石次長、これは年収要件がなかったら、幹部候補生とかだったら、広がり過ぎるじゃないですか。これは年収要件が入らない可能性はあるんですか。そうしたら、どんどん広がっていきます。赤石次長、いかがですか、年収上限について。

○赤石政府参考人 答えいたします。

総理からは、五月二十八日の産業競争力会議におきまして、職務の範囲が明確で高い職業能力を持つ人材を対象を絞り込むという明確な指示がございました。したがって、それを踏まえてさまざまな要件を検討していくこととなると理解してございます。

○山井委員 最後に田村大臣に一问聞いて終わりますが、田村大臣、解雇の金銭解決、残業代ゼロ、これがなぜ成長戦略の目玉になるんですか。私はさっぱり理解できない。国民の雇用不安が増しますよ。いつ首を切られるかわからない、残業代がゼロになるかもしれない。そうすると、雇用不安がふえたら、ますます消費も鈍ります。どう考えてもこれが成長戦略というのはおかしいと思いますが、田村大臣、いかがですか。これで最後の質問にします。

○田村国務大臣 我々が提案した、残業代ゼロというのは我々は言うておりませんし、残業代というような概念がないような、成果をはかって評価する、そういう働き方ということでございますので、総理もおっしゃっておられるとおり、職務の範囲が明確で、さらに、高い職業能力を持っている労働者に絞り込む、そういうことを対象にするということは、成果ですから、ある意味、その成果が出れば、非常に短い期間でその労働を終わるわけですね。かといって、長いこと働いていれば成果というものが出るわけでもありません、成果ではかるという働き方がありますから。

労働時間の概念というものが、今までのように、時間ではかるという概念で当てはまらない、そういうような働き方を我々は今般選ぶということで提案をさせていただいております。

そういう意味からいたしますと、そういう方々がその能力を発揮して短く仕事をやれる、もっと言えば、他の成果というものを、その後、次の成果を目指して、次回の労働契約のいろいろな交渉のときには、そういう話になれば、時間の制約の中でといいますか、より多くの成果をその人が得ることができる働き方にもなり得るわけでありまして、そういう意味からすれば、生産力は上がるということになるのでありましょう。

金銭解雇は、事前的な金銭解雇は総理はやらないとはっきりおっしゃっておられます。事後的な金銭解雇制度、解雇というのかどうかわかりませんが、それに関しましては、現在、裁判でありますとか、それから労働審判、さらにはあっせん、こういうものの和解した部分のいろいろな調査、それから世界各国の調査をさせていただいております。そういう調査をしながら、世界はどのようなやり方をおこなっているのか、日本の国では和解というのはどういう形なのかということは、研究は今しておるという状況でございます。

○山井委員 時間が来ましたので終わらせていただきますが、引き続きまた議論させていただきます。ありがとうございました。